2次募集は行いません。入居を希望する方は、本募集に基づき必ず申請してください。

【学部在学生・大学院在学生・大学院新入学生・３年次編入学生用】

令和９年度４月期　伊都キャンパス学生寄宿舎入居者（日本人学生）募集要項

伊都キャンパス学生寄宿舎ドミトリー１、ドミトリー２、ドミトリー３及び伊都協奏館（以下「ドミトリー等」という。）の日本人学生の入居者募集を、次のとおり行います。

１．募集対象者

正課生（学部生及び大学院生）
ただし、在留資格が「留学」の留学生を除きます。

※　研究生、聴講生、専修生、科目等履修生、短期訪問学生は対象外。
※　令和９年度に休学又は退学予定の者は応募できません。（休学又は退学の事実が判明した場合、退居処分となります。）
※　大学院受験予定者は、入試の出願前でも申請することができます。
※　令和９年４月１日現在、修業年限を超過する者は、修業年限超過者特別事由書（８．提出書類　注３）を入居申請書等と併せて提出すること。修業年限超過者特別事由書により応募資格の有無を判断します。

標準修業年限を超過する者のうち入居申請が認められる者の例
◯１年以内に卒業（修了）の可能性があると判断できる者
◯休学期間又は留学期間がある者
（原則、修業年限を超過した期間が休学期間又は留学期間を超えない者）
◯大学院生で論文作成に時間を要し修業年限を超過した者

２．入居者を募集する施設及び募集人員

今回、入居者を募集するのは、以下の４施設です。募集人員は、予定数となります。居室枠の調整により変更する場合があります。

学生寄宿舎	男子　募集人員	女子　募集人員
ドミトリー１（単身室） ドミトリー２（単身室） 伊都協奏館　（単身室）	２８０名程度 （３施設合計）	８０名程度 （３施設合計）
ドミトリー３ （４名１ユニットシェア型）	１２名程度	１２名程度

３．入居期間

令和９年４月１日　～　令和１０年３月２０日
　標準修業年限を限度とし、上記期間内とします。

４．募集期間

令和８年１２月１４日（月）　～　令和９年１月８日（金）
※期限内に必着で郵送してください。締切日以降の到着分は受理しません。
※２次募集は行いません。

５．結果通知

入居許可者はWebサイト(https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/notices)にて受付番号で発表します。受付番号は、申請書受領完了後、郵送にてお知らせします。
なお、選考結果及びその理由に関する問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。

令和９年１月２９日（金）　１２時発表予定

６．選考方法

（１）ドミトリー１・２、伊都協奏館
　所得に関する証明書を元に、家計困窮度の高い順に順位付けを行います。
（２）ドミトリー３
　「国際交流に対する関心」及び「共同生活に対する関心」を基準に、入居理由記入用紙を採点し、順位付けを行います。

７．申請方法

申請書等を本学Webサイト（https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/life/dormitory/）からダウンロードし、角２封筒に「学生寄宿舎入居申請書在中」と朱書きして、簡易書留等郵送により下記住所あて提出してください。

※ 同時に複数のドミトリー等に申請することができます。その場合は、希望順位を入居申請書に記入し必要な書類を提出してください。ただし、ドミトリー３の申請は第１希望でのみ受付けます。なお、井尻寮との併願はできません。
※ 到着確認は、簡易書留等の追跡記録でご確認ください。
※ やむを得ず窓口に持参される場合、募集期間中の１０時から１６時で受け付けます（12/29～1/3及び土日祝除く）。

＜提出先＞
〒819-0395　福岡市西区元岡744
九州大学　学務部学生支援課　学生支援係　寮担当

※提出された書類については返却しませんので、あらかじめご了承ください。

８．提出書類

※必ず提出しなければならない書類（「(1)⑥該当がある場合のみ提出する書類」以外）が提出されていない場合は、申請は不受理（選考されない）となり、また、「(1)⑤所得に関する証明書等」及び「(1)⑥該当がある場合のみ提出する書類」で不適当なものは除外したうえで選考することになりますので、十分注意してください。なお、不受理になったことや、提出された書類に関して、選考前に本学から連絡をすることはありませんので、各自の責任において書類をご準備ください。

（１）ドミトリー１・２、伊都協奏館
①学生寄宿舎入居申請確認表（Web サイトよりダウンロード）
②入居申請書（Web サイトよりダウンロード）
③受付番号通知用紙（Web サイトよりダウンロード）
④結果通知用宛名記入用紙（Web サイトよりダウンロード）
⑤所得に関する証明書等（**注１**を参照ください）
⑥該当がある場合のみ提出する書類（**注２**を参照ください）

必ず下記「注１」を参照し、間違いないようご注意ください。

（２）ドミトリー３
①学生寄宿舎入居申請確認表（Web サイトよりダウンロード）
②入居申請書（Web サイトよりダウンロード）
③受付番号通知用紙（Web サイトよりダウンロード）
④結果通知用宛名記入用紙（Web サイトよりダウンロード）
⑤入居理由記入用紙（Web サイトよりダウンロード）

注１「所得に関する証明書等」は、該当する以下の書類について、家計支持者（父母又は父母に代わり家計を支持する者）の書類を提出してください。
必ず、下記＜所得に関する書類の提出例＞を参考に、家計支持者は所得課税証明書と併せて該当する書類を提出すること。

＜所得に関する書類の提出例＞

＜例１＞
○ 父（会社員）・・・**Ａ所得課税証明書＋Ｂ源泉徴収票**（コピー）
○ 母（パート）・・・**Ａ所得課税証明書＋Ｂ源泉徴収票**（コピー）
○ 祖母（年金）・・・提出不要
○ 本人・・・・・・ 提出不要
○ 弟（高校生）・・・提出不要

＜例２＞
○ 父（自営業）・・・**Ａ所得課税証明書＋Ｂ確定申告書控**（コピー）
○ 母（無職）・・・・**Ａ所得課税証明書**（コピー）
○ 本人・・・・・・ 提出不要
○ 兄（会社員）・・・提出不要

家計支持者（父母または父母に代わり家計を支持する者）について

Ａ．令和８年度所得課税証明書（写でも可）

＜入手先＞市区町村の役所

※両親がいる場合は、父母ともに必要。また、無収入の場合でも必要。

※令和８年７月以降に発行され、令和７年の収入金額、課税額、住民税所得割・均等割りの額及び扶養親族数が記載されたもの。
※勤務先から配布された「市民税・県民税・特別徴収額の決定通知書」は不可。

以下は、該当する書類を提出

家計支持者に給与収入がある場合 （会社員等、パート・アルバイト、専従者） ※専従者とは自営業の家族従業員	→①～③から選択	① 令和８年１月１日以前から現在も同じ勤務先である。 **【提出書類】令和８年分源泉徴収票（写）** ※複数勤務の場合は全て提出。まだ発行されていない場合は、令和７年分で可。
		② 令和８年１月２日以降に退職して、転職した。 **【提出書類】** **・直近３か月分の給与・直近の賞与明細書（写）** **・退職発行時の源泉徴収票（退職年月日が記載されたもの）**
		③令和８年１月１日以前から現在も同じ勤務先であるが、勤務形態が変更（再雇用など）により令和７年よりも大幅に収入が変わる。 ※次のいずれか１点を提出 **【提出書類】** **・年収見込証明書（勤務先に作成を依頼）** **・雇用契約書等の年収見込額を示せるもの（写）**
家計支持者が自営業、資産所有等により給与以外の所得がある（営業所得、農業所得、不動産所得、利子・配当所得、雑所得がある）	→	**【提出書類】①②いずれかを提出** **①令和８年分の確定申告書第一表・第二表（写）** ※まだ申告していない場合は令和７年分でも可 ※税務署の受付印があるもの又は電子申告の受付番号のあるもの。 ※利子・配当所得の内容が第三表に記載されている場合は第三表も提出。 **②令和８年度（令和７年分）市町村県民税申告書（写）** ※令和７年分の収入金額・所得金額・必要経費等がわかるもの
家計支持者が現在、無職または無収入である	→①～②から選択	①課税証明書には有職時の年収記載があるが、現在無職である。 **【必要書類】下記２点を提出** **・（様式２）無職の申立書**（Webｻｲﾄよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ） ・雇用保険受給資格者証の第１面（写）、離職票や

		辞令等、退職を示せる書類（写）
		② 令和８年１月２日以前から無職または無収入である。 **【必要書類】令和８年度所得課税証明書（写）**
家計支持者が公的年金（遺族・障害・企業年金等）を受給している	→	**【必要書類】最新の年金改定通知書、年金証書、年金振込通知書　等**
家計支持者が生活保護を受けている	→	**【必要書類】生活保護受給証明書**など生活保護受給の事実と直近１年分の扶助額がわかるもの。

注２

家計支持者 または 家計支持者が扶養する家族について（同居・別居に関わらず、家計支持者が扶養する家族）	
家計支持者または扶養家族に障害をもつ方がいる	**【必要書類】①～③のいずれかを提出** ①身体障害者手帳（写） ②療育手帳（写） ③精神障害者保健福祉手帳（写） ※申請中の場合は医師の診断書（原本）
家計支持者または扶養家族に要介護１以上の方がいる	**【必要書類】介護保険被保険者証（写）**
家計支持者または扶養家族に療養期間が６カ月以上の長期療養の方がいて、療養者１人につき１年間の療養費（健康保険等による補填額を除く）が１０万円以上ある場合	**【必要書類】** **（様式１）長期療養者に係る療養費証明書**（Web ｻｲﾄよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ） ※要件の詳細は様式１の２枚目（裏面）を参照 ※診療機関が証明したもの ※医療保険等の保険金を受給している場合は、受給額を示すものも提出 **診療機関による証明を受けることが困難な場合は以下の３点を提出** ①（様式１）長期療養者に係る療養費証明書（Webｻｲﾄよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ） ②医師の診断書（原本・１年以内に発行され、療養期間が６か月以上） ③療養費の支払いがわかる領収書等（写）

注意　家計支持者または扶養家族に障害を持つ方や要介護者、長期療養の方がいる場合、もしくは母子父子世帯が優先的に入居できるものではありません。

注３　標準修業年限を超過する学生は、上記の書類のほか、「修業年限超過者特別事由書」（Web サイトよりダウンロード）を提出してください。単位不足等により修業年限を超過する学生は、「成績証明書」を併せて提出してください。

９．その他

（１）入居にあたっては、部屋を汚濁・破損した場合の弁済や、未納の寄宿料及び共益費等に充当するために入居預り金として 30,000 円を預かります。
（２）学生活動費として、年１回 1,000 円の徴収を行います。（初回は入居月）
（３）学生寄宿舎は全館禁煙です。
（４）敷地内に自動車を置くことはできません。
（５）虚偽の申請が発覚した場合は申請を無効とし、以後、在学中の入居申請を一切認めません。（入居許可後に発覚した場合は、入居許可を取り消します。）
（６）ジェンダー・セクシュアリティに関する不安については事前の相談を受け付けますので、下記連絡先までご相談ください。

九州大学 学務部 学生支援課 学生支援係
092-802-5963・5767
gagryomu@jimu.kyushu-u.ac.jp